

防災通信

まなぼう災! センタ Vol. 28

～災害対策の“3助”～

災害時には、自分で自分の身を守る(自助)、地域での助け合い(共助)、行政の救助活動や支援(公助)の3つがバランスよく機能することが必要とされています。

平成7年1月17日未明に発生した「阪神・淡路大震災」は、甚大な被害をもたらしました。

右のグラフは、阪神・淡路大震災において、倒壊した家屋などに閉じ込められた人が誰に救助されたかを示しています。

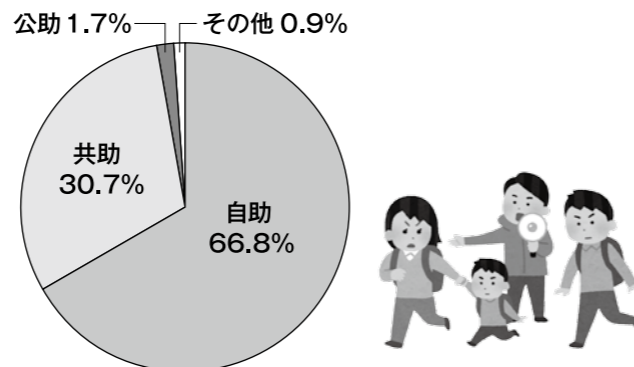
「自助」は、自力で脱出した人や家族に救助された数字で、「共助」は友人、隣人、通行人に助けられた数字です。

「自助」と「共助」を合わせると、実に97.5%の人が住民どうしの助け合いで助かったことがわかります。

普段から災害への備えとして、食料などの備蓄、またお住まいの地区で防災訓練などが開催されるときは積極的に参加して防災意識を高めましょう。



自助	「自分の命は自分で守る」 家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には避難したりするなど、一人ひとりが自らの命や家族の命を守ることをいいます。
共助	「自分たちの地域は自分たちで守る」 支援が必要な地域の方の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うことをいいます。
公助	町、消防、警察、自衛隊などによる救助活動や支援物資の提供など、公的支援のことをいいます。



阪神・淡路大震災パネル写真展

開催期間: 令和4年1月4日(火)～31日(月)まで(土・日・祝日を除く)

■お問合せ 日高川町防災センター ☎24-9280

御坊税務署からのお知らせ

～消費税込ボイス制度説明会について～

消費税込ボイス制度説明会を開催します

開催日	時間	開催場所	住所
令和4年1月12日(水)	14:00～15:00	印南町公民館 2階 大ホール	日高郡印南町印南2009-1
令和4年1月13日(木)	14:00～15:00	日高川町農村環境改善センター 2階 大会議室	日高郡日高川町小熊2416
令和4年1月14日(金)	14:00～15:00	美浜町中央公民館 2階 大会議室	日高郡美浜町和田1138-177
令和4年1月18日(火)	14:00～15:00	日高町中央公民館 2階 大会議室	日高郡日高町高家629
令和4年1月18日(火)	15:00～16:00	御坊税務署 1階 大会議室	御坊市園430番地の3
令和4年1月19日(水)	14:00～15:00	みなべ町生涯学習センター 1階 大会議室	日高郡みなべ町谷口301-4
令和4年1月20日(木)	14:00～15:00	由良町中央公民館 2階 大研修室	日高郡由良町網代248-12
令和4年1月25日(火)	14:00～15:00	御坊市役所 5階 会議室	御坊市園350番地

○説明会は事前予約制です(予約は開催日の1週間前日途)

■お申込みは 御坊税務署法人課税部門 ☎22-0695【音声案内「2」】

～新成人の皆様へ～

20歳になったら 国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような万が一の事態に備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

◆国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの？

令和元年10月以降に20歳になった方の国民年金加入手続きが見直され、加入手続きをすることなく、日本年金機構から資格取得のお知らせが送付されるようになりました。

ただし、令和元年9月以前に20歳になった方や、最近海外から転入された方などは、届出が必要になりますので、住民課・各支所地域振興課および出張所、または年金事務所で直接お手続きください。



◆毎月の保険料はいくら？

国民年金保険料(定額)は月額16,610円(令和3年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

◆納付方法は？

納付書と口座振替があり、口座振替は窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引き落とされる翌月末振替とその月の月末に引き落とされる当月末振替(早割)があり、早割は月額50円が割引されます。口座振替で前納制度をご利用される場合は現金での前納に比べてさらに割引率が高くなります。



◆払うのが困難なときはどうすればいいの？

保険料の納付が猶予される制度があります。

50歳未満の方は

「納付猶予制度」を利用できます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

学生の方は

「学生納付特例制度」を利用できます。

本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。なお、申請する際には、学生証など学生であることの証明が必要です。

納付猶予等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。ただし、これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、申出によりあとから納めること(追納)ができます。(※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて加算額が上乗せされます。)保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるか、納付猶予や学生納付特例の申請をしてください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701